

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造戸建て住宅の所有者が住宅の耐震診断を実施するにあたり、新潟市が耐震診断士を派遣し、この診断を適確に行うとともに、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強い安心・安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断士

新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき新潟市木造住宅耐震診断士として登録簿に登録された者であって、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条で規定する都道府県知事の登録を受けた建築士事務所に所属するものをいう。

(2) 耐震診断

「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）」に基づく一般診断法により住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(事業対象住宅)

第3条 本事業の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 新潟市内に存する個人所有の戸建て住宅（延べ床面積の過半部分が居住の用に供されている住宅であって、2世帯住宅を含む。）

(2) 木造在来軸組工法で建築された住宅

(3) 階数が2以下の住宅で、かつ、延べ床面積が500㎡以下のもの

(4) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した住宅（昭和56年5月31日以降に延べ床面積の過半部分を増築したものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は、本事業の対象外とする。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有する住宅

(2) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度及びその他の補助制度による補助金、その他これに準ずるものの交付を受けたことのある住宅

(3) 過去に本要綱による耐震診断を受けた住宅

(事業内容)

第4条 市長は、予算の範囲内において、事業対象住宅の所有者の申請に基づき、当該住宅の耐震診断を実施するために、耐震診断士を派遣することができる。

(申請手続き)

第5条 前条の規定による耐震診断士の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付した別記様式第1号による耐震診断士派遣申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者（事業対象住宅の所有者）と占有者（現に居住している者）が異なるものについて申請する場合においては、別記様式第2号による住宅の占有者の同意書

(2) その他市長が必要と認めるもの

(耐震診断士の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容について審査等を行い、適当と認めたときは、耐震診断士の派遣を決定し、その旨を別記様式第3号による耐震診断士派遣決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の決定を通知する場合において、本事業の目的の達成及び適正な施行のために必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは、別記様式第4号による耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による派遣の決定の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

5 市長は、前項の規定により派遣の決定の内容を変更するときは、その旨を別記様式第5号による耐震診断士派遣決定変更通知書により第1項の規定による耐震診断士の派遣の決定の通知を受けた者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣に要する費用）

第7条 第4条の派遣に要する費用は、延べ床面積の区分に応じて別表第1右欄上段に定める額とし、市は、そのうち別表第1右欄下段に定める額を負担する。

2 派遣対象者は、当該派遣の対象となる住宅の種別及び延べ床面積の区分に応じて別表第1右欄上段に定める派遣費用の額から別表第1右欄下段に定める市が負担する額を減じた額を負担する。

3 派遣対象者は、前項の規定による派遣対象者が負担する額を、市長が委託する者の請求により支払うものとする。

（申請の内容の変更）

第8条 派遣対象者は、やむを得ない事由により第5条の申請の内容を変更しようとするときは、速やかに別記様式第6号による派遣申請変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、当該届出の内容について審査等を行い、適当と認めたときは、耐震診断士の派遣の決定の内容を変更し、その旨を別記様式第5号による耐震診断士派遣決定変更通知書により派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断の取り止め）

第9条 派遣対象者は、やむを得ない事由により耐震診断の実施を中止し、又は取り止めるときは、速やかに別記様式第7号による耐震診断士派遣中止届を市長に提出しなければならない。

（耐震診断士の派遣の取消し）

第10条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断

士の派遣の決定を取り消すことができる。この場合においては、別記様式第8号による耐震診断士派遣決定取消通知書により派遣対象者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断士の派遣の決定の通知を受けたとき

(2) 派遣の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(耐震診断士派遣費用の請求)

第11条 市長は、前条の規定により耐震診断士の派遣の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その耐震診断士の派遣に係る費用を派遣対象者に請求することができる。

(耐震診断結果の報告)

第12条 耐震診断士は、耐震診断の結果を、報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、耐震診断士から提出された報告書の内容を審査し、適切性を確認した後、別記様式第9号による耐震診断結果通知書により派遣対象者に通知するものとする。

3 耐震診断士は、市による審査を受け、適切性が確認された報告書により耐震診断の内容及び結果について、派遣対象者に説明するものとする。

(派遣対象者に対する指導等)

第13条 市長は、耐震診断の結果に基づき、派遣対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(委託)

第14条 市長は、本事業に係る業務の一部を委託することができる。

(様式)

第 15 条 この要綱による申請書、その他の書類の様式は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 第 10 条及び第 11 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

住宅の延べ床面積	上段：一件あたりの派遣費用の額 下段：一件あたりの派遣費用のうち市が負担する額
７０㎡以下	７４，０００
	７４，０００
７０㎡超～１７５㎡以下	８５，０００
	８５，０００
１７５㎡超～２８０㎡以下	１０７，０００
	１０７，０００
２８０㎡超～３５０㎡以下	１２７，０００
	８５，０００
３５０㎡超～４２０㎡以下	１４９，０００
	９９，０００
４２０㎡超～５００㎡以下	１７０，０００
	１１３，０００
現地調査後の派遣中止	９，０００
	９，０００

※一件あたりの派遣費用の額には事務経費を含む（消費税及び地方消費税相当額を除く）。

別表第 2 （第 1 5 条関係）

様式の名称	様式
耐震診断士派遣申請書	別記様式第 1 号
住宅の占有者の同意書	別記様式第 2 号
耐震診断士派遣決定通知書	別記様式第 3 号
耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書	別記様式第 4 号
耐震診断士派遣決定変更通知書	別記様式第 5 号
派遣申請変更届	別記様式第 6 号
耐震診断士派遣中止届	別記様式第 7 号
耐震診断士派遣決定取消通知書	別記様式第 8 号
耐震診断結果通知書	別記様式第 9 号

年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐 震 診 断 士 派 遣 申 請 書

（宛先）新潟市長

申請者 〒 —
（所有者）
住 所
（フリガナ）
氏 名
連絡先電話番号 — —

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱に基づき、耐震診断士の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

申請住宅 所在地	新潟市 （申請者住所と異なる場合のみご記入ください。）
申請住宅等	申請ができる対象住宅は下記の全てに該当するものです。条件を満たす場合は □にレを入れ、該当する項目に○又は必要事項をご記入ください。 □自己所有の木造戸建て住宅（延べ床面積500㎡以下）である。 概ねの延べ床面積 ㎡ ・専用住宅 ・併用住宅（店舗・事務所等の部分は1/2未満） □2階建て以下である。 ・平屋建て ・2階建て □昭和56年5月31日以前の建築である。 概ねの建築年月 明・大・昭 年.....月
図面の有無	・全部有 ・一部有 ・無
確認事項	次の事項を確認のうえ、□に☑を記入してください。（☑がない場合は、交付決定ができません。） □本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
その他 連絡事項	
備 考	※住宅の構造によっては診断できない場合があります。 ※調査日は申請から1か月程度先となります。派遣される耐震診断士と連絡調整のうえ調査日時を決定してください。 ※耐震診断士を指名したい場合などは「その他連絡事項」欄にご記入ください。

添付書類

- （1）占有者の同意書（住宅の所有者と占有者（現に居住している者）が異なる場合に限る。）
- （2）その他市長が必要と認めるもの

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
住 宅 の 占 有 者 の 同 意 書

申請者（住宅の所有者） _____ が、次の住宅について耐震診断を実施

することについて、住宅の占有者（居住者）として同意いたします。

申請住宅の所在地 新潟市 _____

年 月 日

住宅占有者 氏 名 _____

電話番号 — —

新建第 号の
年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐震診断士派遣決定通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付けで申請のありました新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業の実施について、耐震診断士の派遣を行うことを決定しましたので、次のとおり通知します。

1. 派遣対象住宅

所在地 新潟市

2. 派遣条件等

(1) 派遣耐震診断士

耐震診断士氏名	
耐震診断士 連絡先	

(2) 派遣対象者自己負担額

派遣対象者 負担額	円
--------------	---

(3) 現地調査日時等については、耐震診断士と連絡調整してください。

(4) 耐震診断士は住宅の小屋裏及び床下等を調査しますので、点検口周りなどの事前整理と、現地調査時の立ち会いをお願いします。なお、耐震診断士は顔写真入りの「新潟市木造住宅耐震診断士登録証」を携帯しています。本通知書記載の耐震診断士であることをご確認ください。

(5) 建築確認済証、設計図面などの派遣対象住宅に関する資料がありましたら、耐震診断士にご提示ください。

(6) 現地調査の結果、住宅の構造によっては診断できない場合があります。

(7) 新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定を遵守してください。

3. 耐震診断士派遣の中止

本通知書の内容若しくはこれに付された条件に不服がある場合又はやむを得ない事由がある場合は、耐震診断士派遣中止届（別記様式第7号）を市長に提出することにより、派遣を中止又は取り止めることができます。

新建第 号の
年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付で申請のありました新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業の実施について、耐震診断士の派遣を行わないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

1. 申請住宅

所在地 新潟市

2. 耐震診断士派遣を行わない理由

新建第 号の
年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐震診断士派遣決定変更通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の で耐震診断士の派遣の決定をした
新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業について、次のとおりその派遣の決定の内容の変更をし
たので通知します。

記

1. 派遣対象住宅
所在地 新潟市

2. 変更の内容

変更前	変更後

3. 耐震診断士派遣の中止

本通知書の内容若しくはこれに付された条件に不服がある場合又はやむを得ない事由がある場合は、耐震診断士派遣中止届（別記様式第7号）を市長に提出することにより、派遣を中止又は取り止めることができます。

年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
派遣申請変更届

（宛先）新潟市長

派遣対象者 〒 -

住 所

氏 名

連絡先電話番号 - -

年 月 日付け新建第 号の で耐震診断士の派遣の決定を受けた事業
について、次のとおり変更したいので届出します。

1. 派遣対象住宅

所在地 新潟市

2. 変更の内容

変更前	変更後

年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐 震 診 断 士 派 遣 中 止 届

（宛先）新潟市長

派遣対象者 〒 —

住 所

氏 名

連絡先電話番号 — —

年 月 日付け新築第 号の で耐震診断士の派遣の決定を受けた事業
について、次のとおり中止又は取り止めたいので届出します。

1. 派遣対象住宅

所在地 新潟市

2. 中止又は取り止めの理由

新建第 号の
年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐震診断士派遣決定取消通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の で耐震診断士の派遣の決定をした新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業について、次のとおり派遣の決定を取り消したので、次のとおり通知します。

1. 対象住宅
所在地 新潟市

2. 取消しの理由

新建第 号の
年 月 日

新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業
耐震診断結果通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付けで申請のありました新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断の結果について、下記のとおり通知します。

1. 派遣対象住宅
所在地 新潟市

2. 構造及び階数

3. 派遣対象住宅の耐震診断結果

	上部構造の評点の範囲	判定
	1. 5以上	倒壊しない
	1. 0以上1. 5未満	一応倒壊しない
	0. 7以上1. 0未満	倒壊する可能性がある
	0. 7未満	倒壊する可能性が高い

※上記表の「○」印が付されているものが派遣対象住宅の耐震診断結果となります。

4. その他